

平成29年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市藤棚地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分（区と協議の上、策定して下さい。）

1 全事業共通

地域の現状と課題について

- ① 藤棚商店街の周辺には古くからの住宅密集地があり、急傾斜の坂道と狭い道路が多く、地域によっては緊急車両の通行が困難な場所も混在しています。高齢化率は西区では約 22.1%ですが、担当エリアは 26.6%と高く 30%を超えている地区もあります。
- ② 地域の課題としては自治会・町内会の役員の高齢化が顕著で、後継者探しに苦労している自治会もあります。
- ③ 第三地区社会福祉協議会は、平成 26 年度から組織の見直しなどを行い、自治会とは別に勉強会も開かれるようになりました。第 3 期地域福祉保健計画「にこやかしあわせくらしのまちプラン」（にこまちプラン）の達成に向けて、第 3 地区、第 4 地区の地区支援チームとして支援していきます。
- ④ 今年度も引き続き、区社会福祉協議会と連携して、地域と更なる関わりを持っていきます。
- ⑤ 地域ケアプラザは今年度開館 20 周年を迎え、6 月 25 日に開催する「藤棚まつり」を通して、多くの世代に足を運んでいただき、地域との関わりが深められるように努めます。

(1) 相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

- ① 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な相談に対応していきます。
- ② 高齢者に関する相談は、地域包括支援センターの 3 職種（看護師・主任ケアマネジャー・社会福祉士）が中心となって、各関係機関と連携しながら対応します。
- ③ 積極的に地域ケアプラザの機能理解と、顔の見える関係づくり構築のため、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ、ボランティアグループの会食等に出向き、相談や出前講座、情報提供を行っていきます。
- ④ 子育てや障がいについての相談は、関係機関につなげながら、一緒に支援していきます。
- ⑤ 子育て支援事業「ピーナツクラブ」を開催し、子育ての相談は共催の「ろぜっと保育園」の先生等関係機関につなげます。
- ⑥ 障がい児者支援事業「オープンカフェとんぼ」では、保護者やご本人が、相談や情報が得られる場を設けていきます。
- ⑦ 自立支援協議会との共催で、障がい児者の余暇活動支援事業を行っていきます。

(2) 各事業の連携

- ① 地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーター、地域包括支援センター3職種【看護師・主任ケアマネジャー・社会福祉士】（以下これを「5職種」という）が連携し、共通認識を持ってエリアマネジメントを行い、地域理解やニーズを把握していきます。それにより、ニーズに沿った事業や地域に出向いての出前講座も共催で行うなど、発展させていきます。
- ② エリアマネジメントを行う際には、法人オリジナルの地域アセスメントシートを活用し、すべてのエリアのシートを作成し、支援の際の資料としての価値を高めます。
- ③ 自主事業などに参加されていた方に相談の必要性が生じた時には、地域活動交流コーディネーターから地域包括支援センターにつなぎ、適切な対応をしていきます。
- ④ 所長・5職種で毎月「5職種会議」を行い、情報共有していきます。また、必要に応じて随時会議や打ち合わせを行います。

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

- ① 適正に専門職を配置し、委託事業を適切に実施します。介護保険事業については人員配置基準を遵守して業務を行います。
- ② 職員の資質向上等を図るため、法人・地域ケアプラザ内で研修計画を立て実施していきます。また、外部研修への参加も促進し、研修参加者による伝達研修や報告書にて周知を行っていきます。
- ③ 法人では「人を大切にし 共に育ちあう」という理念の下に、職員一人ひとりが自らの能力開発に努め、部下・後輩を育成していく環境を整えます。また初任者から管理職・役員にいたるまで「果たすべき役割」があり、それに必要な能力を身につけることができるように、長期的視野に立った人材育成ビジョンに基づき、職員育成に努めます。更にアクションプランとして「人材育成計画」を作成して、計画的に職員・スタッフのキャリアアップを進めます。
- ④ 相談ケースを居宅介護支援事業所に依頼する際には、公正・中立の立場でお客様への説明を行い、希望に沿った事業所等を紹介していきます。そのために日頃から各事業所との連携を深め、状況を把握していきます。
- ⑤ 居宅介護支援事業所を選ぶ際には、サービスを利用する方に、公正・中立の立場で情報提供ができるよう、居宅介護支援事業所から得た情報をリスト化し、区役所、区内4地域包括支援センターで情報共有します。また相談受付時に活用し、随時情報を更新します。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

- ① 地域の福祉保健活動団体と連携するために、定期的な会議や行事に参加し、日常的に情報交換を行い、地域のニーズや課題の把握に努め、地域と一緒に課題解決を目指します。
- ② 第3地区懇談会から発展した「第3地区ふれあい春まつり」の開催に協力するとともに、まつりだけにとどまらず、日常的な顔の見える関係づくりに結びつけられるように支援していきます。また、第三地区社会福祉協議会と連携し、地域活動の活発化に努めます。
- ③ エリア内にある福祉施設8館（今年度から1施設減）と連携し、定期的に施設長と担当者会議を開催します。また今年度も8館合同の「第3地区福祉フェスタ」を開催します。
- ④ 子育て支援として、子育て活動拠点とも連携し、地域ケアプラザに登録している子育てサークルや、地域の子育て支援者との顔の見える関係づくりに取り組みます。
- ⑤ 包括エリアを含む、第4地区の地域イベントや会議などにも、宮崎地域ケアプラザと連携しながら参加していきます。

(5) 区行政との協働

西区地域福祉保健計画「にこやかしあわせくらしのまちプラン」(にこまちプラン)の6つの基本目標に沿って、地区支援チームの一員として、区役所や区社会福祉協議会とともに取り組みます。

<安全が確保され安心なまち>

地域全体で支援を必要とする人を見守るために、ミニデイサービスや配食サービス、その他地域ケアプラザの機能を活用して、地域の中で支援のネットワークを構築するよう働きかけます。また権利擁護や悪徳商法に対する普及啓発や、最新情報等を提供する講座などを行います。

<活気にあふれ健康なまち>

- ①健康づくりの体操教室や介護予防教室を開催します。ミニデイサービス「赤い靴」や地域への出前講座などで、介護予防に関する啓発活動を行います。
- ②認知症の方を地域で守り、支えていくための啓発事業として、「認知症サポーター養成講座」を開催します。
- ③顔の見える関係づくりと健康づくりのために、昨年7月に元気づくりステーション化した、浜松町公園での「みんなで体操」(毎週土曜日にラジオ体操と法人オリジナルのチューリップ体操を実施)を引き続き行っていきます。同時に、地域の方々がより自主的に開催していけるように支援します。

<一人ひとりの個性を認め合いみんなが共存するまち>

- ①障がい児の放課後支援事業を発展させ、障がい児者の居場所として「オープンカフェとんぼ」を月2回開催します。また小中学生にボランティア体験の場を提供し、福祉の理解が進むよう努めます。
- ②「生活支援センター西」や「生活創造空間にし」等の福祉施設8館で「第3地区福祉フェスタ」を開催します。

<地域全体がつながりを持つまち>

「第5回第3地区ふれあい春まつり」を5月21日に開催します。また地域の様々な団体の参加をいただき、藤棚地区センターとの共催で、「開館20周年藤棚まつり」を6月25日に開催します。また、「西区民まつり」や第4地区の「第11回ふれあいクリスマスコンサート」、「第16回みんなのまつり」など各種イベント等に参加の予定です。

<子どもが健やかに成長できるまち>

- ①子育て支援事業として「ピーナツクラブ」を「ろぜっと保育園」との共催で毎月行います。また、参加される方々の希望を活かせるような、単発の事業にも取り組みます。
- ②子育て支援者やグループが交流できるネットワークづくりを行います。

<必要な情報が正確に伝わるまち>

- ①情報アドバイザー「eネットにし探検隊」によるパソコン指導とインターネットの使い方指導を毎週水曜日に行います。
- ②地域ケアプラザの広報紙やホームページを活用して、福祉保健の情報を毎月発信していきます。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

- ①地域に住む方々の希望やニーズを把握し、年間計画に沿って、それぞれの世代や対象者別に参加できる場を提供していきます。
- ②高齢者向けの介護予防として、「さわやか体操クラブ」、居場所づくりとしての「みんなで唄おう」、「一の会」、「藤棚コンサート」を例年通り開催します。
- ③子育て支援事業として「ピーナツクラブ」、障がい児者支援事業として「オープンカフェとんぼ」、「絵の会」を継続します。また、「とんぼ」の事業として開催してきた「焼き芋大会」や「流しそうめん」は、地域の方も参加していただけるように町内会や藤棚地区センターとも連携して行います。
- ④隔月発行の広報紙「夢だより」を活用し、自主事業への参加者を増やします。
- ⑤高齢者向け自主事業は、できるだけ自主化を促していきませんが、参加者が高齢化しているため、引き続き後方支援を行います。
- ⑥藤棚地区センターと合同で「開館20周年藤棚まつり」を6月25日に開催します。

⑦サブコーディネーターが企画する自主事業を開催します。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ①利用団体の方々が、気持ちよく利用でき、地域で活発に活動していただけるように、貸室の手引きを活用し説明すると同時に、他施設の情報も提供します。また施設を利用するにあたり、年1回のアンケートを実施します。受付カウンターには「なんでもご意見箱」を設置し、ご意見・ご要望等には出来るだけ迅速な対応ができるように努めます。
- ②貸室の空き情報の提供や、ボランティア個人やグループの活動を支援します。
- ③団体間の連携が図れるよう「交流会」を開催し、団体間のネットワーク構築を支援し、それぞれの団体の活動も活発になるよう努めます。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

- ①現在ボランティア活動をされている方が継続して活動を続けられるよう、ボランティア活動の手引きを必要に応じて更新し、相談や調整を行います。また、65歳以上の方に、「よこはまシニアボランティアポイントカード」の登録を呼びかけます。
- ②ニーズに沿ったサービスが提供できるように、ボランティアグループの立ち上げや既存のグループの継続を支援していきます。また、横浜市中央図書館との共催で始まった「大人への読み語り」ボランティアグループが、自立化できるよう支援していきます。
- ③登録団体として利用している趣味のグループが、年に2回以上ボランティア活動に取り組めるように働きかけます。
- ④「ボランティア感謝会」を行い、日頃の活動を労うとともに情報交換の場として、活動の広がりが得られるようにします。
- ⑤ボランティア体験を通して小中学生に福祉の心が育つよう、活動の場を提供します。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ①自治会・町内会や民生委員児童委員協議会、シニアクラブ、ボランティアグループの会食会等に参加し、情報収集および情報提供を行っていきます。
- ②ホームページを随時更新し、広報紙地域版を年6回発行します。
- ③ボランティア、貸室の交流会を各年1回実施します。
- ④情報提供用のラックを支援別・施設別に分けるなど、来館者に分かりやすく提供できるように整備します。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

- ①シニアクラブ会員を対象として昨年度実施した、「日常生活に関するアンケート調査」を集計し分析した結果、東久保町エリアでは約7割の方が、「山坂が多く買い物が困難」であると感じていることが分かりました。東久保町3町内会長と、区役所、区社会福祉協議会、所長・5職種等が協働しながら、同町内マンション自治会の送迎バスを地域の高齢者等が利用できるような、買い物支援の仕組みづくりを目指します。
- ②昨年度アプローチできなかった組織・団体・介護保険事業所・企業等に対して、生活支援体制整備事業および地域包括ケアシステムについての周知、意見交換会・勉強会等を実施し、そこで得た情報等については、区版生活支援体制整備推進会議や生活支援コーディネーター連絡会等で共有していきます。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- ① 5 職種と協働し、昨年度から取り組んでいる、自治会・町内会別区版の地域アセスメントシート作成について、継続および更新し、地域の状況や資源など、常に最新情報を把握していきます。
- ② 把握した情報を基に、資源情報リストを作成していき、各関係機関、5 職種等で共有して活用していきます。また、ケアマネジャー等介護保険事業所にインフォーマルサービスの情報提供等を行うことで、今後のケアマネジメントに活かしていけるよう支援します。
- ③ 5 職種で連携しながら、単位町内会ごとにケアプラザレベルの地域ケア会議を行い、直接地域住民等よりニーズや地域課題等を確認し、必要な情報提供等を行っていきます。
- ④ 協議体では、新しい組織・団体からも参加を促し、生活支援体制整備事業等の進捗状況等について共有し、新たな課題等に向けて検討していきます。

(3) 連携・協議の場

- ① 昨年の協議体で案が出て実現した「久保町サミット」（久保町一～五の町内会・自治会がともに連携し、情報交換や実践する場）に今年度も参加し、今後の「元気づくりステーション」化に向けて、地域ケアプラザとして情報提供および必要な支援を行います。また、そこで知りえた情報等については、5 職種をはじめ、区役所、区社会福祉協議会等と区版生活支援体制整備推進会議や生活支援コーディネーター連絡会で共有します。
- ② 青少年指導員や保健活動推進員、スポーツ推進委員、環境事業推進委員等、これまでアプローチできていなかった組織・団体等と顔の見える関係を構築し、協議体への参加を促し、自治会・町内会等とともに地域の様々な課題や高齢者の生活支援などについて意見交換を行っていきます。
- ③ 東久保町 3 町内会長、所長・5 職種、区役所、区社会福祉協議会が連携し、同町内マンション自治会の送迎バスを地域の高齢者等が利用できるような、買い物支援の仕組みづくりについて検討・実践していきます。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- ① 区内 4 地域ケアプラザの第 2 層生活支援コーディネーターが区役所の地域包括ケア推進担当係長、区社会福祉協議会の第 1 層生活支援コーディネーターと協働して、ケアマネジャーや訪問介護事業所、郵便局など、介護保険事業所や企業を対象とした、生活支援体制整備事業および地域包括ケアシステム等の勉強会・意見交換会を行い、事業の普及・推進に努めます。
- ② 区内郵便局長（13 名）を対象とした、生活支援体制整備事業および地域包括ケアシステム等の勉強会について、区内 4 地域ケアプラザの生活支援コーディネーター、区役所、区社会福祉協議会で企画・調整を行い、7 月 27 日に開催する予定です。その後、圏域内の郵便局職員向けの勉強会へとつなげていきます。
- ③ 区内 4 地域ケアプラザの第 2 層生活支援コーディネーターが区役所の地域包括ケア推進担当係長、区社会福祉協議会の第 1 層生活支援コーディネーター、ケアマネジャーと連携し、西区内の要支援 1・2 の介護保険利用者を対象とした「日常生活に関するアンケート調査」を実施し、西区内の高齢者のニーズや課題等を抽出し、課題解決に向けた取組を行います。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

地域におけるネットワークの構築

- ①地域の関係機関（区役所、区社会福祉協議会、警察、消防、医療機関、各サービス事業所、自治会・町内会長、民生委員児童委員協議会等）を含めた地域ケア会議を推進し、個別課題から地域課題にいたるまで、様々な問題・課題を抽出します。更にそのまま終わらせないように解決に向けて対応をしていきます。
- ②地域の方や各関係機関との間に信頼関係を築くために、地域の会合や行事などへ積極的に参加し、顔の見える関係を構築していきます。
- ③5職種で連携しながら、地域資源の把握に努め、引き続き「インフォーマルサービス実施団体に関する調査」等地域の情報収集および情報共有を行います。
- ④障がい分野の関係機関との、「顔の見える関係」を構築するために、自立支援協議会や障がい者分科会等へ参加します。
- ⑤医療機関との「顔の見える関係」を構築するために、積極的にカンファレンスや会議等へ参加します。

実態把握

- ①自治会・町内会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブの会合、地域の行事等に参加して情報を得ることで、個別の課題や地域の課題を抽出していきます。
- ②事業実施報告書様式7（相談・訪問実績報告）など統計データを基に、最近の相談内容の傾向やその増減（例：「癌末期の相談が昨年と比較して●●件増加している」など）を分析し、課題に対する解決や支援につなげていきます。
- ③対象者や高齢者等に対して、アンケート調査を行い、圏域のニーズや課題等について把握していきます。
- ④個別ケースを積み重ねることで、地域の課題を把握します。また、5職種で情報を共有します。

総合相談支援

- ①地域の高齢者やそのご家族等からの相談・要望を受けとめ、各関係機関や地域等と連携し、地域包括支援センターとして、速やかに対応していきます。
- ②行政機関や地域の関係者（自治会・町内会長、民生委員児童委員協議会等）、ケアマネジャーとのネットワーク構築を図り、地域での話し合いや会議等を開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域のニーズを把握するように努めます。
- ③地域ケアプラザの特性を活かし、5職種が協働し、各ネットワークを駆使しながら課題の把握・分析を行い、適切な支援につなげていきます。
- ④相談を受けた個別ケースの中で継続して支援が必要な方が、埋もれてしまわないように別にファイルを作成しました。毎月定例の3職種会議で動向を確認していきます。

(2) 権利擁護業務

成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

- ①最新の「消費者被害」や、「成年後見制度」等について、各町内会の会合や民生委員児童委員協議会の勉強会、西区在宅介護者のつどい「あけぼの会」（区内の介護者支援団体）やミニデイサービス「赤い靴」でのワンポイント出前講座、認知症サポーター養成講座等で、寸劇など様々な方法を取り入れて、誰にでも分かりやすく周知していきます。
- ②区内4地域包括支援センター社会福祉士で共催し、支援者向けの成年後見制度の講座を開催することで、成年後見制度の普及啓発に努めます。
- ③地域住民向けに成年後見制度の講座を主催することで、成年後見制度の普及啓発や個別レベルでの課題把握に努めます。
- ④関係機関と協力し「消費者保護」に関する普及啓発を行います。
- ⑤高齢者権利擁護サポートネットへ参加し、専門職と顔の見える関係を作ることで、相談時の支援に活かします。
- ⑥成年後見制度が必要と思われる個別ケースについて、関係機関・専門機関と相談しながら、親族等に対して適切な情報提供および助言を行います。

高齢者虐待への対応

- ①高齢者の虐待については、区役所と綿密な情報共有を図りながら、相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように、専門職や警察等とも連携し、専門的・継続的な視点から支援していきます。
- ②高齢者権利擁護サポートネットに定期的に参加し、専門的知識およびスキルの向上に努め、区役所や区社会福祉協議会、区内地域包括支援センター、弁護士、司法書士等の関係機関・専門機関と連携し、より良い体制を構築していきます。
- ③区内4地域包括支援センター社会福祉士が共催し、介護保険事業所向けに出張講座チラシを作成し、高齢者虐待防止に関する講座を開催します。また、地域支援者向けに講座を開催することで、高齢者虐待防止について普及啓発に努めます。
- ④「在宅男性介護者のつどい」や西区在宅介護者のつどい「あけぼの会」との交流会を開催し、顔の見える関係づくりを行うことで、相談しやすい環境を作ります。また、高齢者虐待に関する情報提供・情報共有をすることで、抱え込みによる高齢者虐待を防止します。

認知症

- ①地域包括支援センターが窓口となり、包括エリア内の商店街や町内会で「認知症サポーター養成講座」を行い、認知症の正しい理解の促進に努めます。
- ②包括エリア内の認知症キャラバンメイト交流会を実施します。
- ③認知症で介護負担の大きいご家族には、西区在宅介護者のつどい「あけぼの会」を案内し、連携を取りながら支援していきます。
- ④認知症サポート医を中心に「認知症の方と支える家族のための多職種ミーティング」を開催します。
- ⑤認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の方やそのご家族に対し、早期に医療や介護につなげていきます。
- ⑥グループホーム フィニックスでの「認知症カフェ」の立ち上げについて、計画時から関わり、実現に向けて支援します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ①5 職種が協働しながら、地域アセスメントシート作成および更新を行います。地域の実態を把握し、地域包括ケアシステムの実現を目指します。
- ②地域の町内会館等に出向き、地域住民等に対し、福祉・保健・医療分野について、5 職種が出前講座を行います。
- ③5 職種が民生委員児童委員協議会に出向き、「生活支援体制整備事業」、「介護保険制度」、「権利擁護」、「介護予防」等の勉強会を行います。
- ④ケアマネジャーのケアマネジメントを支援するため、地域住民や関係機関等に対し、介護保険制度やサービス、ケアマネジャーの役割などを周知します。
- ⑤ケアマネジャーと民生委員との交流会を開催し、ネットワークづくりに努めます。
- ⑥区社会福祉協議会主催の「高齢者福祉分科会」に参加し、地域で関わりの深い関係機関等との情報交換や、福祉に関する情報提供などを行います。

医療・介護の連携推進支援

- ①地域に関わりのある医療機関とケアマネジャーとの連携を図るため、交流会を開催します。
- ②日常的に医療機関、関係事業所からの退院についての相談を受け、必要時には西区在宅医療相談室と連携を図り、病院や自宅に訪問して、対象者の状況を把握し、ケアマネジャーやサービス事業所につながるよう調整し、在宅生活を支援します。
- ③地域の方が利用している医療機関（医師・医療相談員等）、薬局に対し、良好な関係を作るため年間で目標を設定し、個別に訪問します。
- ④西区医師会と連携を図るため、在宅医療相談室運営事務局会議に地域包括支援センターとして参加させていただきます。
- ⑤地域ケア会議を通して、医療・介護と地域をつなげ、連携を推進していきます。

ケアマネジャー支援

- ①ケアマネジャー同士の連携支援およびスキルアップを目標に、区内4地域包括支援センター共催で「ケアマネサロン」を開催します（全9回予定）。
- ②包括エリア内でケアマネジメントを行っているケアマネジャーを対象に、自主事業として「ケアマネぶらっと」を開催し、ニーズに合わせた勉強会や情報交換会、居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーへの支援、民生委員児童委員協議会との交流会を行います。
- ③ケアマネジャーからの依頼によりサービス担当者会議に出席し、支援困難事例、緊急時の対応など、より良い支援体制を作ります。
- ④ケアマネジャーからの相談を受け助言等の対応をします。支援困難な事例はカンファレンスを行い、問題解決に向けて支援します。
- ⑤新人ケアマネジャー支援として、新人ケアマネジャー研修を開催します。
- ⑥ケアマネジャーと医療機関のMSWとのスムーズな連携を図るため、交流会を開催します。
- ⑦介護予防ケアマネジメントおよび介護予防・日常生活支援総合事業について最新情報を提供し、自立に向けたプランが立てられるよう研修を行います。
- ⑧ケアマネジャーがサービス事業所を選定する際のツールとなるように、事業所の特徴等が記載されたリストを作成します（今年度は通所介護事業所を予定）。
- ⑨生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターとケアマネジャーとで地域ニーズに関して共有し、課題解決に向けて検討します。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- ①医療、区役所、区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ、サービス事業所等の多職種の方々を招き、地域における課題抽出と解決を目標とした地域ケア会議を開催します。
- ②地域ケア会議で話し合った課題について、更に解決に向けた検討会を別途開催します。
- ③ケアマネジャーを中心とし、個別ケース事例を多職種で検討し、地域課題に結びつけます。
- ④認知症事例について、医師が中心となり、地域住民他多職種間で意見交換を行う「多職種ミーティング」を開催します。
- ⑤シニアクラブ、ふれあい会、民生委員児童委員協議会等に積極的に出前講座を行います。
- ⑥介護保険サービスを利用しながらも、地域とのつながりが継続できるよう、ケアマネジャーなどサービス事業者と地域（自治会・町内会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ等）とのネットワークづくりを進めます。

(5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

- ①相談者に対して、介護保険サービスの必要性をアセスメントし、自立支援を目的に、健康増進・生きがいづくりという介護予防の視点で支援していきます。また、ケアマネジャーに対しても介護予防の視点で計画が立てられるよう伝えていきます。
- ②平成27年度にチェックリストのモデル事業所として関わり、既に事業対象者へサービス提供している経験を活かして、居宅介護支援事業所、サービス事業所への周知など、積極的に介護予防ケアマネジメントを進めていきます。
- ③高齢者に対して、インフォーマルサービスや介護予防事業の情報を提供し、参加を促します。また、生きがいづくりのためのボランティア活動につなげ、それらの受け皿を確保していきます。
- ④介護予防事業につながらなかった方にも、継続的に働きかけます。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

- ①常に介護予防の視点に立ち、相談や訪問で、個別的・集団的に介護予防の必要性を伝え、介護予防の意識が浸透し、活動が地域全体に広がることを目指し支援します。
- ②委託事業OB会「にこにこ会」、立ち上げ支援をした「藤棚ハイツ体操クラブ」、ボランティアグループ「キラキラ会」の後方支援を通して、高齢者の機能維持とともに、人材育成を行い活動の場を広げていきます。
- ③既存の体操教室などの地域活動を見直し、再活性を図り、活動のない地域に働きかけ、自立活動を促します。
- ④地域活動団体と介護保険サービス提供者との交流会を行うなど、ネットワーク化を図ります。

その他

地域の方の生きがい作りを推進するため、趣味等で制作した作品を展示する場として、「藤棚ぷらっとギャラリー」を地域活動交流部門と地域包括支援センターとの共催で年間を通して開催します。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との相違部分

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

- ①建物、空調設備、消防設備等の保守点検を定期的に行い、また日常清掃や消耗品の補充等における日常の管理を通して、ご利用者が安心して、また安全に利用いただけるよう努めていきます。
- ②感染予防のために毎日トイレ、手摺、ドアノブ等の殺菌消毒を行います。

イ 効率的な運営への取組について

- ①労務、経理等の事務処理に関しては、法人本部と連携して、業務や役割の分担を図りながら事務の効率化に努めます。また送迎車両リース等の委託業者の選定にあたっては、電子入札を実施し経費削減を図ります。
- ②建物管理や保守に関しては、藤棚地区センターと複合施設のため共同委託することで、効率よく施設管理を行います。

ウ 苦情受付体制について

- ①法人で苦情解決規則を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置して、お客様からのご意見・ご要望、苦情等に対応します。また法人では公正・中立の立場から斡旋、調整を行う第三者委員制度を設けており、適切な苦情解決に向けての体制を整備し解決に取り組めます。
- ②受付カウンターに「なんでもご意見箱」を設置し、地域の方々から気軽にご意見をいただけるよう工夫しています。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ①緊急時に落ち着いた行動が取れるよう、年に2回デイサービスのお客様や貸室利用者を含めた避難、消火訓練を行います。藤棚地区センターと共催で5月28日に防災フェスタを行い、地域の方々とは防災意識を高めます。
- ②地域に要援護者の特別避難施設であることをPRするとともに、日頃から災害応急備蓄物資や防災対策マニュアルや土砂災害対策マニュアルを整備し、職員の意識を向上して災害緊急時に備えます。
- ③地域ケアプラザに配置されている、第3地区の防災無線の操作について、防災訓練等の中で確認していきます。あわせて、特別避難施設としての開設手順等の確認をしていきます。
- ④地震等の大規模災害発生時に、サービスを必要とするお客様に可能な限り対応するため、事業継続計画（BCP）を整備しています。また、訓練を実施するとともに適宜見直しを行い適正な対応に備えます。

オ 事故防止への取組について

- ①デイサービスなど介護サービス提供中に、ヒヤリハットしたことを、朝のミーティングで報告し、職場内で注意喚起しながら事故の防止に努力していきます。また所内での会議においても、他事業所の事故事例の共有や、事業所内の事故防止マニュアルを活用するなど、事故防止に関する研修を組み入れ、職場における危機管理の意識を高めます。月に一度の安全衛生委員会では、産業医に事故報告等を行い、事故防止への取組についても話し合います。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- ① 法人では個人情報保護規程を定め、地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する担当者、責任者を定め、個人情報保護、情報セキュリティ研修を年1回行い、意識の啓発に努めます。
- ② 実際の個人情報の取扱いとして、契約書・記録類は施錠できるキャビネットなどに保管します。USBは紛失の恐れがあるため、個人情報のデータは、所内サーバーを利用します。
- ③ 個人情報は外部へ持ち出し厳禁にしていますが、どうしても携帯が必要な場合には、紛失や情報漏えいのないよう、法人オリジナルの個人情報保護用バッグに、必要最小限の情報のみを携帯するよう取り決めています。また、ファックス誤送信や郵便誤送付が起こらないよう、取扱い手順を決めて日常業務を行います。
- ④ デイサービスのお客様の記録書等の取扱いについては、誤返却防止のために、看護師、生活相談員、介護スタッフで3段階チェックを行います。
- ⑤ 研修では『お客様の個人情報を大切に扱うことは「人を大切にすること」と同義であり、サービスの基本である』ということ職員・パート職員で共有し、チェックシートの活用により業務の振り返りを行います。

キ 情報公開への取組について

- ① 情報公開の請求があった場合には、法人で定めた情報公開規程に則り、積極的に情報を公開することに努めます。
- ② ホームページを活用して、各種事業に関する情報などを幅広く市民の方に提供します。

ク 人権啓発への取組について

法人が開催する人権研修等に参加し、各職員には会議等の中で伝達研修を行い、一人ひとりが人権に関して考える機会を設け、人権啓発に努めます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

- ① 節電・節水、コピー用紙の裏面活用・ごみの減量化を励行し、経費削減に取り組みます。「横浜市ごみゼロルート回収」のルールに従い、資源ごみの分別収集を行います。ご利用者の方々には、ごみの持ち帰りや館内での禁煙について、ご理解・ご協力いただいております。職員・パート職員も自らのプラスチックごみの持ち帰りを継続して行っていきます。また、使用していない部屋の照明をこまめに消し、暖房・冷房の季節には適切な室温を維持するなど、節電への取り組みを行います。
- ② 2ヶ月に1回、空気環境測定を行い、室内環境の適正な維持に努めます。外構の環境整備については、地域作業所の活動の場として清掃作業を委託しています。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

《職員体制》

- ①地域包括支援センター（看護師・主任ケアマネジャー・社会福祉士）3名
- ②プランナー1名（非常勤）

《目標》

- ①介護予防支援計画の作成にあたっては、お客様の意思および人格を尊重し、自立に向けて設定された目標を達成するために、お客様およびそのご家族の主体的な参加とともに、適切な保健・医療・福祉サービスやボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができることを目標とします。
- ②事業の運営にあたっては、公正・中立な立場でサービス調整をします。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

原則、お客様の負担金はありません。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ①お客様の心身能力、生活能力、意欲などを総合的にアセスメントし、意欲を引き出せるよう工夫します。その際、人から必要とされ生きがいの持てる生活が送れることを目的として、お客様と一緒にケアプランを作成します。
- ②居宅介護支援事業所に委託する場合も、自立支援につながるようケアマネジャーの支援をします。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
120	120	120	120	120	120
10月	11月	12月	1月	2月	3月
120	120	120	120	120	120

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

介護支援専門員	常勤専任	2名
	常勤兼務	1名
	非常勤兼務	1名

《目標》

- ①適正な保健・医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正・中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業所等の連絡調整を行います。
- ②事業の実施にあたっては、行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。
- ③居宅サービス計画の作成にあたっては、お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- ①お客様からいただく負担金は、償還払いの場合を除き無料です。
- ②通常のサービス提供地域を超える地域に、訪問・出張する必要がある場合には、公共交通機関を用いて要した額を明細書等に基づいて徴収します。費用については、お客様とそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨文書に署名（記名押印）を受けます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

地域ケアプラザは福祉・保健の活動拠点として、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体など、地域の様々な団体が日頃から利用していただけるように努めていきます。また、地域の身近な相談窓口として、誰もが気軽に立ち寄れて相談できるよう努めていきます。平成 29 年度より特定事業所として「介護支援専門員実務研修における実習の受入れ」を行っていきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
113	115	115	117	117	119
10月	11月	12月	1月	2月	3月
119	119	120	120	120	122

● 通所介護

《提供するサービス内容》

- お客様が自立した日常生活を営むことおよびお客様のご家族の負担を軽減させていただくことを目標に、お客様の心身の特性を踏まえ、お体の状況に応じて、入浴・排泄・食事等の介護等を行うとともに、体操、レクリエーションを実施し、希望者には個別機能訓練、口腔機能訓練等を行います。
- 事業の実施にあたり、関係行政機関・地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等と連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（要介護1）	704	円
（要介護2）	831	円
（要介護3）	963	円
（要介護4）	1095	円
（要介護5）	1227	円
・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	7	円
・ 個別機能訓練	60	円
・ 口腔機能訓練向上加算	161	円
・ 入浴介助	54	円
・ 同一建物減算	-101	円
・ 送迎減算（片道）	-51	円

● 2割負担分

（要介護1）	1407	円
（要介護2）	1662	円
（要介護3）	1926	円
（要介護4）	2189	円
（要介護5）	2453	円
・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	13	円
・ 個別機能訓練	120	円
・ 口腔機能訓練向上加算	322	円
・ 入浴介助	108	円
・ 同一建物減算	-202	円
・ 送迎減算（片道）	-101	円

● 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

- ・ 1ヶ月のご利用単位合計数の1000分の59相当の単位数の料金を加算。

● 食費負担 650 円

- ・ 通常のサービス提供の範囲を超える費用・選択サービスメニューは全額負担。
- ・ 前日の営業時間終了までにご連絡がない場合には、キャンセル料（食材料費450円）をいただきます。

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 8:45 ~ 17:00（うち7時間）

《職員体制》

管理者	・・・常勤兼務	1名
生活相談員	・・・常勤兼務	4名
看護職員	・・・非常勤兼務	7名

介護職員	・ ・ ・ 常勤専任	2名
	常勤兼務	4名
	非常勤専任	14名
機能訓練指導員	・ ・ ・ 非常勤兼務	7名
	調理員	・ ・ ・ 非常勤専任
運転手	・ ・ ・ 非常勤専任	5名
事務員	・ ・ ・ 常勤兼務	1名
	非常勤専従	1名

《目標》

- ①お客様が自立した日常生活を営むことを目標に、お客様の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて通所介護サービスを提供します。
- ②通所介護計画書の作成にあたっては、個別ニーズを把握しお客様の意思を尊重し、心身状況、環境等に応じて、お客様が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。
- ③お客様に心地よく過ごしていただくため、職員の資質向上を図る研修を定期的に行います。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ①ご本人やそのご家族が見学を希望される場合には、随時対応します。実際に見ていただいて不安を解消した上でご利用につながるようにお声掛けをしていきます。
- ②厨房で調理した温かくおいしい家庭料理を毎回提供し、季節感のある行事食メニューをお楽しみいただきます。
- ③おやつは季節感のある嗜好品を凝らして楽しんでいただき、お客様と一緒に作ることもしていきます。
- ④8：45～17：00のうち7時間のご利用をしていただきます。到着した方から順次サービスを開始させていただき、充実したサービス提供を行います。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
755	778	726	778	778	755
10月	11月	12月	1月	2月	3月
778	778	708	708	708	778

● 介護予防通所介護・第1号通所事業

《提供するサービス内容》

- 「介護予防通所介護（第1号通所サービス（横浜市通所介護相当サービス）計画）」等に沿って、送迎、入浴および食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認やその他お客様に必要な日常生活上の支援並びに機能訓練（日常動作訓練）を行います。
- サービス提供にあたっては、「介護予防通所介護（第1号通所サービス（横浜市通所介護相当サービス）計画）」等に沿って、お客様ができることはご自身で行いながら、社会的交流を持つことで、潤いを持った生活を楽しんでいただけることを目標にします。
- 事業の実施にあたり、行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（事業対象者 要支援1、要支援2 週1回程度）	1 7 6 6	円
サービス提供体制強化加算	2 6	円
（事業対象者 要支援2 週2回程度）	3 6 2 1	円
サービス提供体制強化加算	5 2	円

・運動器機能向上加算	2 4 2	円
・口腔機能向上加算	1 6 1	円
・同一建物減算 （事業対象者 要支援1、要支援2 週1回程度）	- 4 0 3	円
・同一建物減算 （事業対象者 要支援2 週2回程度）	- 8 0 7	円

● 2割負担分

（事業対象者 要支援1、要支援2 週1回程度）	3 5 3 1	円
サービス提供体制強化加算	5 2	円
（事業対象者 要支援2 週2回程度）	7 2 4 1	円
サービス提供体制強化加算	1 0 3	円

・運動器機能向上加算	4 8 3	円
・口腔機能向上加算	3 2 2	円
・同一建物減算 （事業対象者 要支援1、要支援2 週1回程度）	- 8 0 6	円
・同一建物減算 （事業対象者 要支援2 週2回程度）	- 1 6 1 3	円

● 介護職員処遇改善加算（I）

- ・ 1ヶ月のご利用単位合計数の1000分の59相当の単位数の料金を加算。

● 食費負担 650円

- ・ 通常のサービス提供の範囲を超える費用・選択サービスメニューは全額負担。
- ・ 前日の営業時間終了までにご連絡がない場合には、キャンセル料（食材料費450円）をいただきます。
- ・ 月の途中からご利用の場合は、サービス契約日からの日割り計算となります。

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 8:45 ~ 17:00 (うち7時間)

《職員体制》

管理者	・・・常勤兼務	1名
生活相談員	・・・常勤兼務	4名
看護職員	・・・非常勤兼務	7名
介護職員	・・・常勤専任	2名
	常勤兼務	4名
	非常勤専任	14名
機能訓練指導員	・・・非常勤兼務	7名
調理員	・・・非常勤専任	7名
運転手	・・・非常勤専任	5名
事務員	・・・常勤兼務	1名
	非常勤専従	1名

《目標》

可能な限り居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、お客様の意欲を喚起しながら支援します。そのために、居宅サービス計画に基づいて「介護予防通所介護（第一号通所サービス（横浜市通所介護相当サービス））計画」等を作成し、サービスの提供を計画的に行います。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ①運動機能向上訓練をお客様個々のレベルに合わせて目標設定し、筋力の維持向上に努めます。
- ②通所介護事業と一体的に実施する中で、お客様相互の助け合いや学び合い、役割を持つ活動の中から、意欲や楽しみを見つけていただけるように、お客様同士の交流に力を入れて事業を実施します。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
100	105	98	105	105	100
10月	11月	12月	1月	2月	3月
105	105	90	90	90	105

平成29年度 「藤棚地域ケアプラザ」 収支予算書及び報告書（一般会計）

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	21,256,262	0	21,256,262		21,256,262	横浜市より
利用料金収入	△ 4,051,262		△ 4,051,262		△ 4,051,262	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	200,000		200,000		200,000	
自主事業収入	0	0	0	0	0	
雑入	40,000	0	40,000	0	40,000	
印刷代	40,000		40,000		40,000	
自動販売機手数料	0	0	0	0	0	
駐車場利用料収入	0	0	0	0	0	
その他（施設使用料相当額）			0		0	第3期の指定管理施設のみ
その他（法人負担分）	0	0	0	0	0	第3期の指定管理施設のみ
収入合計	17,445,000	0	17,445,000	0	17,445,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	10,113,428	0	10,113,428	0	10,113,428	
本俸	7,522,480		7,522,480	0	7,522,480	
社会保険料	660,124		660,124	0	660,124	
手当計	1,672,662		1,672,662	0	1,672,662	
健康診断費	76,700		76,700	0	76,700	
勤労者福祉共済掛金	8,250		8,250	0	8,250	ハマふれんど等
退職給付引当金繰入額	173,212		173,212	0	173,212	
その他	0		0	0	0	
事務費	1,307,559	0	1,307,559	0	1,307,559	
旅費	9,056		9,056	0	9,056	
消耗品費	98,028		98,028	0	98,028	
会議賄い費	0		0	0	0	
印刷製本費	186,956		186,956	0	186,956	
通信費	191,799		191,799	0	191,799	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
備品購入費	500,000		500,000	0	500,000	
図書購入費	0		0	0	0	
施設賠償責任保険	21,525		21,525	0	21,525	
職員等研修費	324		324	0	324	
振込手数料	37,905		37,905	0	37,905	
リース料	245,232		245,232	0	245,232	
手数料	0		0	0	0	
地域協力費	16,734		16,734	0	16,734	
その他	0		0	0	0	
事業費	711,522	0	711,522	0	711,522	
運営協議会経費	42,000		42,000	0	42,000	指定額
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	669,522		669,522	0	669,522	
自主事業費	0	0	0	0	0	
管理費	4,353,657	0	4,353,657	0	4,353,657	
建築物・建築設備点検	0		0	0	0	指定額
光熱水費	2,627,645	0	2,627,645	0	2,627,645	
電気料金	762,017		762,017		762,017	
ガス料金	656,911		656,911		656,911	
水道料金	1,208,717		1,208,717		1,208,717	
清掃費	775,417		775,417	0	775,417	
修繕費	474,000	0	474,000	0	474,000	
機械警備費	70,399		70,399	0	70,399	
設備保全費	406,196	0	406,196	0	406,196	
空調衛生設備保守	208,456		208,456	0	208,456	
消防設備保守	45,726		45,726	0	45,726	
電気設備保守	20,815		20,815	0	20,815	
害虫駆除清掃保守	3,365		3,365	0	3,365	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	127,834		127,834	0	127,834	
共益費	0		0	0	0	
その他	0		0	0	0	
公租公課	958,834	0	958,834	0	958,834	
事業所税	0		0		0	
消費税	958,834		958,834	0	958,834	
印紙税	0		0		0	
その他（ ）			0		0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	0	0	0	0	0	
本部分	0	0	0	0	0	
当該施設分	0	0	0	0	0	
二一ズ対応費			0		0	
支出合計	17,445,000	0	17,445,000	0	17,445,000	
差引	0	0	0	0	0	

平成29年度 自主事業計画書

横浜市藤棚地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
オープンカフェ 「とんぼ」	障がい児（中学生以上）・者余暇支援事業 学校帰りや作業所の帰りにほっと一息できる場所として、 おやつづくりやティータイムを楽しみます。	毎月第2・4 火曜日
事業名	目的・内容	実施時期・回数
情報アドバイザー 「eネットにし探検隊」	誰でも必要な情報を入手・発信できるようになることを目的に、ボランティアの方がパソコン操作を解りやすく丁寧に教えて下さいます。	毎週水曜日
事業名	目的・内容	実施時期・回数
山のうえサロン	介護予防、外出支援が目的。山のうえの町内会館に出向き、ケアプラザに来られない高齢者に情報提供・情報交換を行います。体操と、脳トレを中心にして、お茶とおしゃべりを楽しんでいます。	毎月第2木曜日
事業名	目的・内容	実施時期・回数
みんなで唄おう	高齢者の外出支援。大きな声で唄って健康づくり。	毎月第2土曜日
事業名	目的・内容	実施時期・回数
さわやか体操 クラブ	転倒骨折・閉じこもり予防のお手伝いをします。仲間づくりができる体操教室です。	毎月第2・4 日曜日
事業名	目的・内容	実施時期・回数
ピーナッツ クラブ	親子支援。毎月違う内容の行事を行い、家族同士の関係づくりをお手伝いします。	毎月第3木曜日 (8月は、変動あり)
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
作味会	男性料理教室です。居場所づくりと仲間づくりの場です。	毎月第2木曜日

平成29年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容	実施時期・回数
一の会	心を静め書に向かう書道教室です。仲間づくりのお手伝いを行います。	毎月第4月曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
絵の会	障がいのある方と地域の方が自由に絵を描く場です。	毎月第4木曜日

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
みんなで体操	浜松町公園周辺の住民を対象に体操を行い、顔の見える関係づくりを行います。	毎週土曜日

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
在宅男性介護者の集い	区内の男性介護者の方が集まり、悩みや・介護について話し合います。	年4回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
開館20周年 藤棚まつり	地域の方に地区センターとケアプラザを知ってもらえる様に、藤棚地区センターと合同で毎年お祭りを行います。今年度は開館20周年として、まつりと合わせて記念式典も開催します。	年1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
第3地区ふれあい春まつり	地域支援。事務局として運営全般に参加します。また、健康チェックコーナーを受け持ちます。	年1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
藤棚コンサート	高齢者の外出支援。ボランティアのコーラスグループと一緒に音楽を楽しみます。	年2回

平成29年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容	実施時期・回数
障がい児 余暇支援活動	西区自立支援協議会と一緒に、夏期・冬期休みに学校や家族以外の方と過ごしてもらえる様に開催します。	年2回
事業名	目的・内容	実施時期・回数
焼きも大会	障がい児者・地域支援。とんぼの利用者とボランティアを中心に町内会と一緒に焼き芋大会を行います。	年1回
事業名	目的・内容	実施時期・回数
第3地区 福祉フェスタ	地域の方に福祉施設の理解をしてもらうと共に、施設間の連携を図ります。	年1回
事業名	目的・内容	実施時期・回数
貸室懇談会	貸室登録団体の方に貸室の使い方の説明を行います。また、団体同士の関係づくりに努めます。	年1回
事業名	目的・内容	実施時期・回数
藤棚交流会 (ボランティア 感謝会)	ボランティア・講師に日頃の活動に感謝し労います。また、交流を行い活動の場に活かさせていただきます。	年1回
事業名	目的・内容	実施時期・回数
にこにこ会	・地域高齢者の外出場所となります」。 ・介護予防啓発事業として、体操・うた・朗読・計算ドリルなどおこない、心身共に活性化を図り、高齢による機能低下を防ぎます。	毎月第1・3火曜日
事業名	目的・内容	実施時期・回数
藤棚ハイツ 体操クラブ	・藤棚地域ケアプラザを含む、藤棚二丁目自治会の高齢者の活性化を図ります。 ・体操教室で健康増進を図るとともに、世話係やチームリーダーの役割をもつことで、生きがいにつながります。	毎週金曜日

平成29年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
キラキラ会	ケアプラザで行う事業の運営補助などの役割りをもっていただき、いきがいくりの場になります。	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回定例会 ・他随時
事業名	目的・内容	実施時期・回数
チューリップ体操IN地区センター	健康づくりを目的に、地区センターのラジオ体操時に出向き、チューリップ体操を行います。	毎週月・金曜日
事業名	目的・内容	実施時期・回数
赤い靴	高齢者支援。ボランティアグループ支援。月1回高齢者向けのミニデイサービスと夕食の配食を行います。	毎月第4土曜日
事業名	目的・内容	実施時期・回数
藤棚茶房	高齢者支援。ボランティアグループ支援。月1回高齢者を対象としたサロンを開催します。	毎月第1金曜日
事業名	目的・内容	実施時期・回数
子育て支援ネットワーク会議	ケアプラザで登録している子育てグループや地域で開催されているサロン・支援者のネットワーク会議です。	年1回
事業名	目的・内容	実施時期・回数
認知症サポーター養成講座	エリア内の商店街や町内会で「認知症サポーター養成講座」を行い、認知症の正しい理解の促進に努めます。	年4回
事業名	目的・内容	実施時期・回数
シルバーサロン「ほのぼの」	地域の方に福祉に関わる社会資源を知ってもらいます。	年4回

平成29年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容	実施時期・回数
出前講座	常に「最新の消費者被害」や、「成年後見制度」等について、各町内会の会合や民生委員児童委員協議会の勉強会、西区在宅介護者のつどい「あけぼの会」（西区内の介護者支援団体）やミニデイサービス「赤い靴」でのワンポイント出前講座、認知症サポーター養成講座等で、寸劇などさまざまな方法を取り入れて、誰にでも分かりやすく周知していきます。また、「遺言の書き方講座」を開催し、地域住民等への啓発活動を継続していきます。	随時

平成29年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容	実施時期・回数
藤棚ぶらっと ギャラリー	地域の方の趣味等で作成しているオリジナル作品を展示し、地域の方に見ていただくことで心を豊かにし、地域の活性化を図ります。また、出展者を公募し、地域で作品を作成している方の発表の場を作ります。	随時

事業名	目的・内容	実施時期・回数
地域版広報 「ふじだな夢だ より」	情報発信を行います。	年6回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
西区社会福祉士 共催事業	権利擁護・ダブルケア・虐待等について、地域住民を対象とした研修及び普及啓発を行います。	年3回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ケアぶらっと 歩こう1万歩	西区のケアプラザ4館と主要な施設を巡るウォークラリーを行います。	随時

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ケアマネサロン	ケアマネジャー同士の連携支援及びスキルアップを目標に西区4包括共催で「ケアマネサロン」を開催します。	年9回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
地域ケア 会議	地域の医療機関・福祉関係者・行政等の方たちと地域における課題について話し合い、お互いのできる部分を確認していきます。	年5回

平成29年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ケアマネぶらっと	西区エリアで活動をしているケアマネジャーを対象に、交流会や勉強会を行いスキルアップを図ります。また居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーの支援を行います。	年3回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
父親育児支援事業	子育て家庭を支援し、男性を巻き込んだ地域の繋がりをつくるキッカケ作り	年3回

平成29年度 自主事業収支計画書

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料	参加費	講師謝金	材料費	その他
障がい児・者余暇支援 「オープンカフェとんぼ」	障がい児・者	48,000	36,000	12,000	10,000	24,000	14,000
	5人						
	100円						
情報アドバイザー 「eネットにし探検隊」	地域住民	10,000	10,000	0	0	10,000	0
	4人						
	無料						
山のうえサロン	地域住民	52,000	40,000	12,000	14,000	6,000	32,000
	10名						
	100円						
みんなで唄おう	地域住民	60,000	18,000	42,000	50,000	3,000	7,000
	40人						
	100円						
さわやか体操クラブ	地域住民	106,000	46,000	60,000	98,000	0	8,000
	25名						
	100円						
ピーナツクラブ	未就園児の親子	40,000	19,000	21,000	10,000	14,000	16,000
	15組						
	100円						
作味会	地域の男性 無料 1,000円	0	0	0	0	0	0
一の会	地域住民 12名 200円	55,000	26,200	28,800	45,000	2,000	8,000
絵の会	地域住民	11,500	11,500	0	10,000	1,500	0
	10名						
	無料						
在宅男性介護者の集い	地域の男性	10,000	10,000	0	0	0	10,000
	20人						
	無料						
藤棚まつり	地域住民	250,000	250,000	0	0	0	250,000
	1,000人						
	実費						
第3地区ふれあい春まつり	地域住民 1,000人 実費	1,000	1,000	0	0	0	1,000
藤棚コンサート	地域住民 50人 無料	10,000	10,000	0	10,000	0	0
夏の余暇支援	障がい児	27,000	21,000	6,000	0	7,000	20,000
	12名						
	500円						

平成29年度 自主事業収支計画書

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料	参加費	講師謝金	材料費	その他
焼きいも大会	地域住民 80人 100円	32,800	24,800	8,000	0	30,000	2,800
第3地区福祉フェスタ	地域住民 400人 実費	15,000	15,000	0	0	0	15,000
冬の余暇支援	地域住民 90名 無料	10,000	10,000	0	0	10,000	0
貸室懇談会	貸室登録団体 50人 無料	30,000	30,000	0	0	30,000	0
藤棚交流会	ボランティア 50人 無料	30,000	30,000	0	0	30,000	0
にこにこ会	地域住民 無料	0	0	0	0	0	0
藤棚ハイツ体操クラブ	地域住民 無料	0	0	0	0	0	0
キラキラ会	地域住民 無料	0	0	0	0	0	0

平成29年度 自主事業収支計画書

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料	参加費	講師謝金	材料費	その他
チューリップ体操IN地区センター	地域住民	0	0	0	0	0	0
	無料						
赤い靴	高齢者	0	0	0	0	0	0
	40人 400円						
藤棚茶房	高齢者	8,000	8,000	0	0	8,000	0
	20人 200円						
子育てネットワーク	地域住民	3,000	3,000	0	0	1,000	2,000
	無料						
認知症サポーター養成講座	地域住民	0	0	0	0	0	0
	無料						
シルバーサロン「ほのぼの」	地域住民	0	0	0	0	0	0
	40人						
	無料						
出前講座	地域住民	0	0	0	0	0	0
	無料						
藤棚ぶらっとギャラリー	地域住民	0	0	0	0	0	0
	3人						
	無料						
地域版広報「ふじだな夢だより」	地域住民	0	0	0	0	10,000	0
	無料						
ふれあいクリスマスコンサー	地域住民	0	0	0	0	0	0
	500人						
	無料						
人生これから講座	地域住民	0	0	0	0	0	0
	無料						
ケアぶらっと歩こう 1万歩	地域住民	0	0	0	0	0	0
	無料						